

第5章 解散と合併について

NPO法人の解散と清算

1. NPO法の解散と清算の流れ

(1) 解散の事由

NPO法は以下①～⑦の事由によって解散します(法31①)。

解散の事由	内容
①社員総会の決議	解散の理由は問いません。社員総会で総社員の4分の3以上が解散に賛成した場合、解散します。定款に解散決議の要件を別途定められている場合にはそれによります。
②定款で定めた解散事由の発生	解散の要件について、NPO法で規定されたもの以外を定款に定めることができます。
③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能になった場合に解散します。このことを理由とする解散は、所轄庁の認定がなければできません。
④社員の欠亡	社員が1人もいなくなった場合に解散します。社員が10人を下回ったことで自動的に解散となるわけではありません。
⑤合併	吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります。(P.130参照)
⑥破産手続開始の決定	NPO法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合です。
⑦設立の認証の取消し	法の違反により、所轄庁から認証を取り消された場合です。(3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき、所轄庁からの改善命令に違反した場合等)

(2) 解散と清算

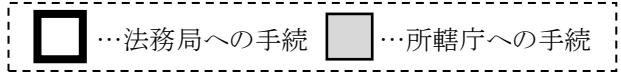
自然人(個人)は、死亡によって、その権利能力を失います。また、その個人の財産は、相続人が引き継ぎます。一方で、法人は解散し、残った財産を整理するための清算手続きをすることによって、その権利能力を失います。つまり、法人が消滅するためには、活動の停止を示す「解散」という手続きと、財産の整理をする「清算」という手続きが必要です。清算中の法人のことを「清算法人」といいます。清算人を登記し、裁判所の監督の下で清算を行います。

「解散」は、あくまでも法人に関する法律関係と残余財産の整理をする段階に入ったという意味であり、解散したからといって直ちにNPO法人としての責任がなくなるわけではありませんので、注意が必要です。法人の消滅は残余財産を引き継ぎ、「清算終了の登記」を行い、所轄庁にその旨を届け出ることによって完了します。そのため、社員総会は法人が消滅するまで最高意思決定機関として存続します。

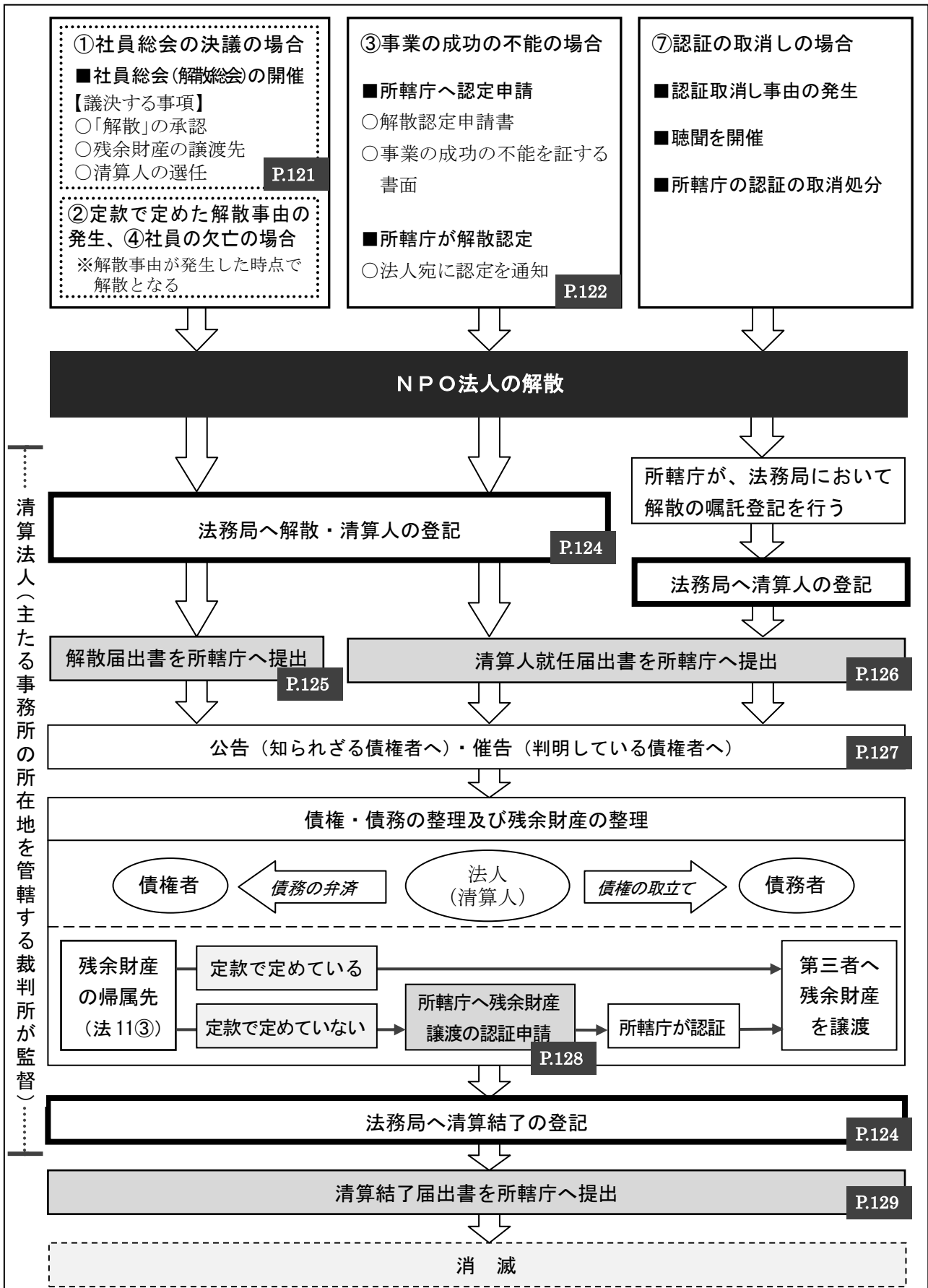
清算法人は清算することを目的としているため、社員総会で事業を拡充するような決議はできません。

(3) 解散・清算手続きの流れ

解散・清算手続きの流れは、解散の事由によって異なります。「⑤合併」による解散については、合併手続き(130ページ)をご覧ください。



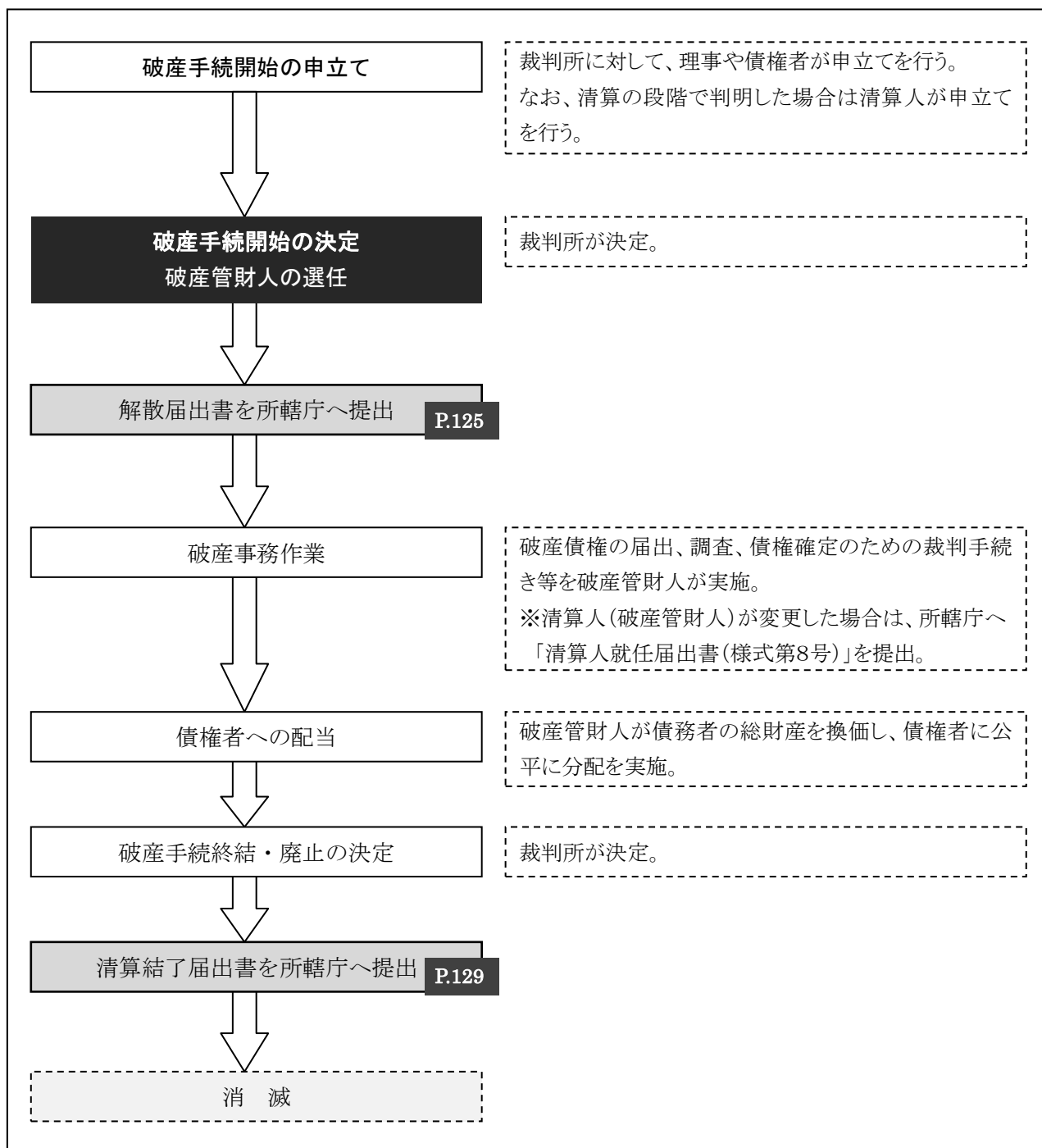
【解散事由が①、②、③、④、⑦の場合】



【⑥破産手続開始の決定の場合】

破産の場合、破産法に基づき、解散前もしくは解散後に次のとおりの事務処理を行うこととなりますが詳細については、裁判所で確認してください。

なお、破産の場合は、基本的に裁判所の管轄となりますが、NPO法人の所轄庁に対して「解散届出書(第11号様式)」・「清算終了届出書(第14号様式)」の提出が必要となります。



2. 社員総会での解散の議決(解散総会)

(1) 社員総会での解散の議決とは

社員総会によって法人を解散する場合、その社員総会では、以下のような内容を議決します。

- 法人解散の意思決定
- 残余財産の譲渡先
(残余財産の帰属先を解散総会で決定する旨を定款で定めている場合)
- 清算人の選任

(2) 解散を議決した社員総会の議事録作成例

特定非営利活動法人〇〇〇〇 臨時総会議事録

1 日 時 平成〇年〇月〇日 △時△分から △時△分まで

2 場 所 山形県山形市・・・・・・・・

3 出席者数 社員総数〇〇名のうち〇〇名出席 (うち委任状出席者数 〇〇名)

4 審議事項

第1号議案 解散の件

第2号議案 残余財産の処分の件

第3号議案 清算人の選任の件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者□□□□氏が開会を宣した。本日の出席者数の報告があり、定款〇条に基づき総会が定足数を満たし成立したことが告げられた。

議長選任について諮ったところ、出席者全員の推薦により、△△△△氏が選任された。

第1号議案 解散の件

議長は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散について全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 残余財産の処分の件

議長は、残余財産◇◇◇◇円に関し、△△△△に譲渡することについて全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 清算人の選任の件

議長は、清算人の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任した。なお、被選任者はその就任を承諾した。 清算人 ▽▽▽▽

6 議事録署名人の選任に関する事項

議事録署名人について、議長から本日出席者の〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

議 長	△△△△	印
議事録署名人	〇〇〇〇	印
同	〇〇〇〇	印

3. 解散認定

(1) 解散認定とは

解散する事由が「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」のとき、つまり、何らかの事情により目的とする事業の達成が不能になった場合は、所轄庁の認定を受けなければなりません。「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について、単に法人が「不能である」と考えるだけでなく、さまざまな状況を判断して実質的に成功の見込みがなくなっているという客観的な事実を証することが必要です。事前に解散の認定を申請し、所轄庁からの認定後、清算手続きに入ります。

(2) 解散認定申請時に必要な書類

解散認定申請時に必要な書類は、以下のとおりです。

提出書類のリスト	部数
解散認定申請書	1部
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面 (様式は任意。事業の成功が不能であることを議決した総会の議事録等)	1部

(3) 解散認定申請書作成例

様式第 10 号	
山形市長 様	平成 年 月 日
	特定非営利活動法人の名称
	代表者氏名 印
	電話番号
解散認定申請書	
特定非営利活動促進法第 3 1 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を受けたいので、申請します。	
記	
1	事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
2	残余財産の処分方法

4. 清算人

(1) 清算人とは

清算人は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行うために必要な一切の行為を行う役割の者をいいます。つまり、清算人は、清算法人の執行機関として、法人が解散し清算人の就任とともに、清算に関するあらゆる業務を行わなければなりません。

清算人には、破産の場合を除いて、原則として解散時に理事であった者が就任します。ただし、定款に特別に定められた者、又は社員総会において選任された者がある場合は、その者が就任します。

なお、清算人がいないときや、清算人が欠けたため損害が生じるおそれがあるときは、裁判所は利害関係人や検察官の請求によって、または職権をもって清算人を選任することができます。また重要な事由があった場合には、同様に清算人を解任することもできます。

(2) 清算人の職務

法で定められた清算人の職務は以下のとおりです。

- 法人が解散した旨及び清算人が就任した旨の登記をするとともに、「解散届出書」を所轄庁に提出しなければなりません(法31④)。
- 清算中に就任した清算人は、「清算人届出書」を所轄庁に提出しなければなりません(法31の8)。
- 現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行うために必要な一切の行為を行います(法31の9)。

① 現務の結了

- ・ 清算人は、法人の現在の活動を終了させる方向で業務を行います。従って、現在の事業の拡大を行うことはできません。
- ・ 既に締結されている契約(義務)を遂行するために新たな契約を締結することはできますが、業務を拡大するために新たな契約を交わしたり、新たな資材等の購入を行うことはできません。

② 債権の取立て及び債務の弁済

- ・ 清算人は、法人に債権があれば取り立て、債務があれば弁済します。
- ・ 債務の弁済に関しては、解散時に判明している債権者と知られざる債権者の双方に解散する旨を告げなければなりません。解散後、遅延なく、公告を官報および定款に定めた方法によって行います。また、判明している債権者に対しては、個々に債権申出の催告しなければなりません(法31の10)。
- ・ 債務が超過している場合には、直ちに裁判所に対して破産手続開始の申立てをし、官報及びて公告をしなければなりません。裁判所により破産手続開始の決定が行われ、選任された破産管財人に事務を引き渡すと清算人の任務は終了します(法31の12)。

③ 残余財産の引渡し

- ・ 債権・債務を整理した時点で確定した法人の財産を「残余財産」といいます。NPO法人は、非営利の法人格であるため、残余財産を社員等の構成員に分配することはできません。残余財産は第三者に譲渡しなければなりません。
- ・ 定款に残余財産の帰属先が特に定められていない場合には、清算人は所轄庁の認証を経て、残余財産を国や地方公共団体に譲渡することができます。
- ・ 定款に残余財産の帰属先を規定している場合には、解散後、所轄庁の認証を経ることなく残余財産を帰属させることができます。その場合の帰属先は、法で以下のとおり定められています。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ・ 他の特定非営利活動法人 | ・ 私立学校法第三条に規定する学校法人 |
| ・ 国又は地方公共団体 | ・ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人 |
| ・ 公益社団法人又は公益財団法人 | ・ 更生保護事業法第二条第六項に規定する更生保護法人 |

- 清算が結了したときは、清算結了の登記をするとともに、「清算結了届出書」を所轄庁に提出しなければなりません(法32の3)。

5. 登記手続き

(1) 解散及び清算人就任の登記

解散事由が「合併」「破産手続開始の決定」による解散の場合を除き、解散の登記を行わなければなりません。解散の登記には、「清算人の氏名」「住所」「解散の原因及び年月日」を記載します。

清算人就任の登記は、解散の登記と同時に行います。また、清算人が交代した場合や途中で新たに就任した場合は、その都度改めて登記が必要です。

主たる事務所の所在地において、2週間以内に登記を行います。

提出書類のリスト	部数
解散及び清算人就任登記申請書	1部
解散の事由の発生を証する書面（解散を議決した総会の議事録等）	1部
清算人就任に関する書面（清算人の就任を議決した総会の議事録・定款等）	1部

※詳しくは法務局へお問い合わせください。

(2) 清算終了の登記

清算が終了したことを登記します。この登記が完了した時点で、法人が消滅したことになります。

提出書類のリスト	部数
清算終了登記申請書	1部
清算事務報告書（清算が終了したことを示す報告書）	1部

※詳しくは法務局へお問い合わせください。

【窓口】山形地方法務局

〒990-0041 山形市緑町一丁目5番48号(山形地方合同庁舎) TEL 023-625-1321

6. 解散届出書の提出

(1) 解散届出書提出の手続き

解散事由が「社員総会の決議」「定款で定めた解散事由の発生」「社員の欠亡」「破産手続開始の決定」の場合、所轄庁へ解散事由を示した解散届出書を提出しなければなりません。

(2) 解散届出時に必要な書類

解散届出に必要な書類は、以下のとおりです。

提出書類のリスト	部数
解散届出書	1部
解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 (解散及び清算人の登記をしたことを示す登記簿謄本)	1部

(3) 解散届出書作成例

様式第7号	
	平成 年 月 日
山形市長 様	
	特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名 印 電話番号
解散届出書	
特定非営利活動促進法第31条第1項第1号（第2号、第4号、第6号）に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。	
記	
1 解散の理由（該当する番号を○印で囲む。）	
(1) 社員総会の決議	
(2) 定款で定めた解散事由の発生	
(3) 社員の欠亡	
(4) 破産手続開始の決定	
2 残余財産の処分方法	

7. 清算人就任届出書の提出

(1) 清算人就任届出書提出の手続き

清算中に清算人が就任した場合に所轄庁にその旨を届け出るための書類です。例えば、解散時に就任していた清算人の交代や新たな清算人の就任等が発生した場合は速やかにその旨を届け出なければなりません。

(2) 清算人就任届出時に必要な書類

清算人就任届出に必要な書類は、以下のとおりです。

提出書類のリスト	部数
清算人就任届出書	1部
清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 (就任した清算人を登記したことを示す登記簿謄本)	1部

(3) 清算人就任届出書作成例

様式第8号	
山形市長 様	平成 年 月 日
	特定非営利活動法人の名称
	清算人 住所又は居所
	氏名 印
	電話番号
清算人就任届出書	
下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。	
記	
1	清算人の氏名及び住所又は居所
2	清算人が就任した年月日

8. 公告の手続き

(1) 公告について

清算人は、就任後遅滞なく、少なくとも1回の公告をし、債権者に対し、一定期間内(2ヵ月以上)にその債権を申し出るよう催告しなければなりません。この公告には、期間内に申し出ないときは、清算から排除する旨を付記します。

公告の方法は、官報および定款に定めた方法によって行います。解散公告は必ず官報に掲載して行う必要があります(法31の10)。

(2) 官報について

官報は「法令の公布紙・国の広報誌」として発刊されている全国紙です。NPO法では、解散の公告は官報で行うことと規定されています。公告の方法や掲載料金については、官報販売所にお問い合わせください。

山形県官報販売所（株式会社八文字屋） Tel 023-622-2150

(3) 公告分作成例（解散公告の場合）

当法人は、平成〇〇年〇月〇日に社員総会の決議により解散した ので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以 内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除 斥します。
平成〇〇年〇月〇日
山形県山形市〇〇町〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表清算人 〇〇〇〇

9. 残余財産譲渡認証申請書の提出

(1) 残余財産譲渡認証申請書提出の手続き

定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合、清算人は所轄庁の認証を経て、その財産を国や地方公共団体に譲渡することができます(法32②)。「残余財産譲渡認証申請書」は、所轄庁の認証を受けるために提出する書類です。残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載します。定款の規定として「残余財産の帰属先を解散総会で決定する。」としている場合、申請書の提出は不要です。

また、残余財産の帰属先について定款に定めがなく、NPO法に定める他の法人へ譲渡する場合は、解散前に社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。

なお、残余財産の帰属先について定款に定めがなく、清算人が認証の申請をしないときは、残余財産はすべて国庫に帰属することとなります(法32③)。

(2) 残余財産譲渡認証申請時に必要な書類

残余財産譲渡認証申請に必要な書類は、以下のとおりです。

提出書類のリスト	部数
残余財産譲渡認証申請書	1部

(3) 残余財産譲渡認証申請書作成例

様式第11号

平成 年 月 日
山形市長 様

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名 印
電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

10. 清算終了届出書の提出

(1) 清算終了届出書提出の手続き

清算人は、清算が終了(終了)した旨を、所轄庁に届け出なければなりません。

(2) 清算終了届出時に必要な書類

清算終了届出に必要な書類は、以下のとおりです。

提出書類のリスト	部数
清算終了届出書	1部
清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書 (清算終了を登記したことを示す登記簿謄本)	1部

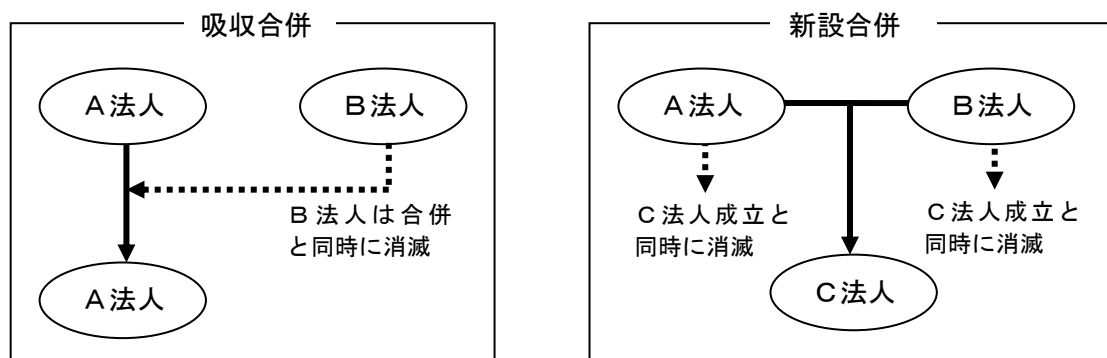
(3) 清算終了届出書作成例

様式第9号	
山形市長 様	平成 年 月 日
	特定非営利活動法人の名称
	清算人 住所又は居所
	氏名 印
	電話番号
清算終了届出書	
(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。	

NPO法人の合併

1. 合併とは

合併とは、複数の法人が契約により合体して一つの法人になることをいいます。NPO法人も、他のNPO法人と合併することができます。合併には、吸収合併(他の法人を吸収する場合)と、新設合併(合併して新法人を設立する場合)があります。



2. 合併手続き

(1) 合併の手続き

合併する場合、社員総会で、社員総数の4分の3以上の賛成が必要です。定款に特別の定めがある場合はその定めに従います。合併の議決は、社員総会でしかできません。

また、合併するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。所轄庁は、認証申請書類の受理後、法人設立時と同様に公告及び2ヵ月間の縦覧を行います。審査は、縦覧期間終了後、2ヵ月以内に行われます。

認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内に、債権者に対して合併することに異議がある場合に申し出る旨の公告を行うとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を申し出ることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置かなければなりません(法 35)。これは、債権者を保護することを目的としており、NPO法で義務付けられています。この債権者を保護する措置をとらなかった場合には罰則規定があります(法 80⑧⑨)。

(2) 債権者への公告・催告

債権者の保護するために、以下の措置をとらなければなりません。

貸借対照表と財産目録の作成(法 35①)

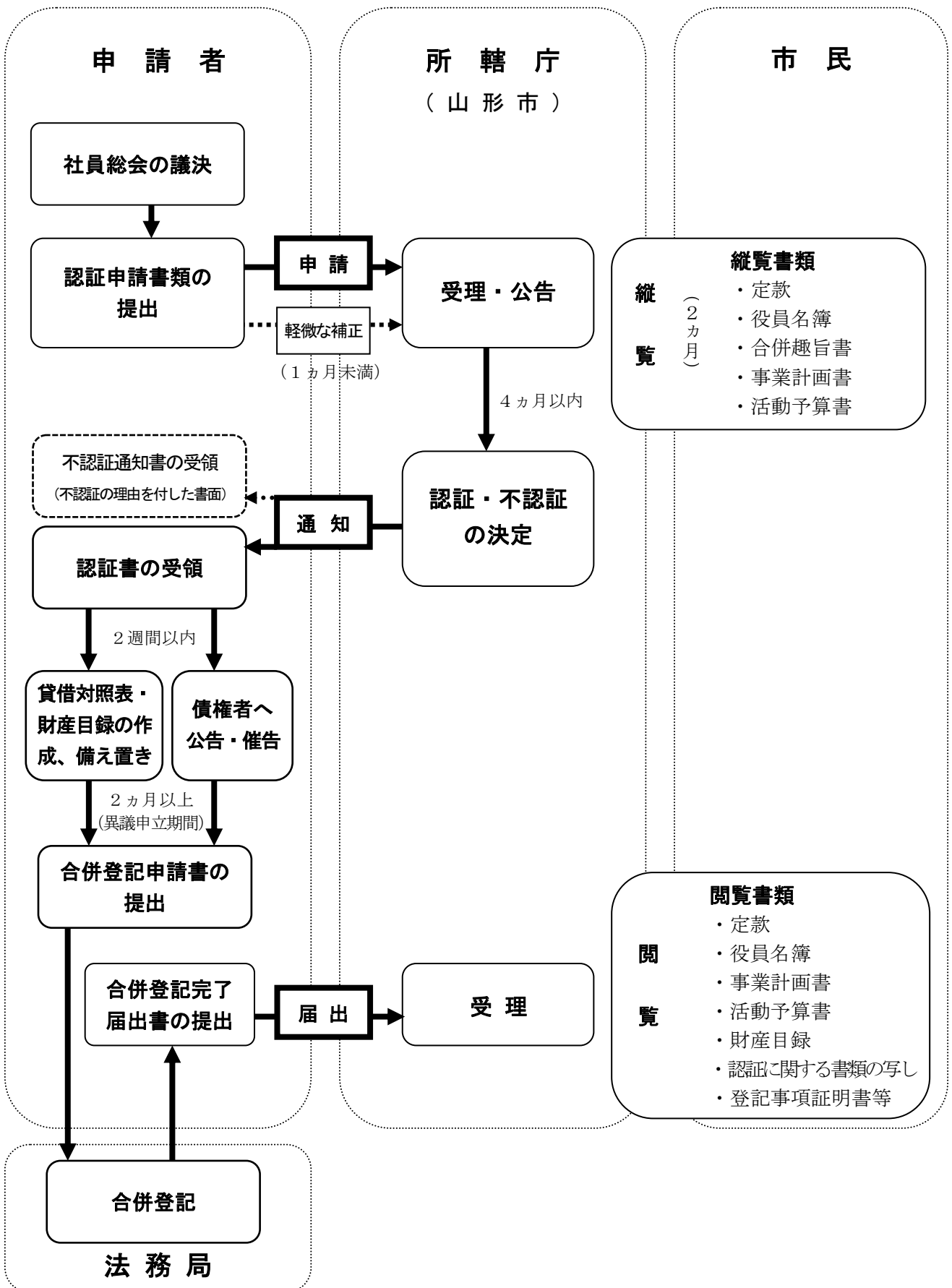
合併についての認証があった旨の通知を受け取った日から2週間以内に貸借対照表と財産目録を作成し、事務所に備え置かなければなりません。合併しようとする法人それぞれの財務内容を明確にするため、合併によって設立される法人ではなく、合併しようとする法人の貸借対照表と財産目録を作成します。

異議の申出期間の公告と催告(法 35②)

合併しようとする法人は、債権者に対して、合併に異議があれば、一定の期間内(2ヵ月以上)に申し出るように公告しなければなりません。また、債権者が明確になっている場合は、異議があれば申し出るよう、個別に催告する必要があります。この期間内に申し出がない場合、異議がなく合併を承認したものとみなされます。

(3) 合併手続きの流れ

NPO法人を合併するためには、所轄庁(山形市)の「認証」を経て、法務局で法人としての登記申請を行わなければなりません。大まかな流れは以下のとおりです。



3. 合併認証申請の手続き

NPO法人の合併認証を受けるために必要な書類は、以下のとおりです。

認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	部数	参照ページ
合併認証申請書（様式第4号）	1部	P. 133
定款	2部	P. 22
役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2部	P. 36
就任承諾及び誓約書の謄本	1部	P. 37
役員の住所又は居所を証する書面 （住民票等 ※6ヵ月以内に交付を受けたもの）	1部	P. 38
社員のうち10人以上の者の名簿	1部	P. 39
確認書	1部	P. 40
合併趣旨書（2部のうち少なくとも1部は原本）	2部	P. 41
合併を議決した総会の議事録の謄本	1部	P. 42
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	P. 45
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	P. 49

※すべての書類の記載例は「設立」の認証申請書類を参考にし、「設立」を「合併」と読み替えて作成してください。

※上記の書類は、袋とじやホッチキス止めをする必要はありません。書類ごとにクリップ止めにして提出してください。

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類（軽微なものに限ります）

- ・補正書（P. 53 参照）

4. 合併認証申請書

(1) 合併認証申請書とは

合併認証申請書とは、合併の認証を申請するための鑑となる用紙です。申請する所轄庁が指定した様式を使用してください。

(2) 合併認証申請書作成例

様式第4号	申請書の提出年月日を記載します	平成	年	月	日
山形市長	様				
	申請者				
	合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称				
	代表者氏名	〇〇	〇〇		印
	合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称				
	代表者氏名	〇〇	〇〇		印
合併認証申請書					
特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。					
記					
1	合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称				
2	代表者の氏名				
3	主たる事務所の所在地				
4	その他の事務所の所在地				
5	定款に記載された目的				

